

## 緑の少年団活動交付金交付要領

(社)島根県緑化推進委員会

第1条 (社)島根県緑化推進委員会(以下「県緑委」という。)は、本会に登録されている緑の少年団(以下「少年団」という。)の活動を支援するため交付する交付金については、「島根県緑の募金実施要綱」に規定するもののほか、この要領の定めるところとする。

第2条 県緑委が交付する交付金の対象となる活動の内容は、学習活動、奉仕活動、野外活動等で、その基準は概ね別表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

第3条 交付金の交付を受けようとする少年団は、交付申請書(様式第1号)を別に定める期日までに県緑委会長に提出するものとする。

2 県緑委会長は提出された申請書の内容を審査し、適当と認められた場合は交付額を決定するものとする。

3 県緑委会長は交付決定額を少年団に通知するとともに、交付決定額一覧を島根県農林水産部林業課長に送付するものとする。

4 少年団は交付決定通知書に付された条件等に従い、活動を適切に実施するものとする。

5 島根県は、活動の実施について少年団を指導・助言するものとする。

第4条 少年団が交付金の請求をするときは、交付金請求書(様式第2号)を県緑委会長に提出するものとする。

第5条 少年団は活動を完了したときは、速やかに実施報告書(様式第3号)を県緑委会長に提出するものとする。

第6条 少年団は活動の状況を明らかにした書類、帳簿等を備えるとともに、これらの書類等を当該活動の完了した年度から3年間は保存しなければならない。

### 附 則

1、 この活動の活動年度は、毎年4月1日から3月31日までとする。

1、 この要領に基づき提出する書類は、1部とする。

1、 この要領は平成13年4月1日から施行するものとし、平成10年4月1日付の要領は廃止する。

1、 この要領は平成15年9月18日から改正する。

1、 この要領は平成18年4月1日から改正する。

1、 この要領は平成19年4月1日から改正する。

1、 この要領は平成20年4月1日から改正する。

1、 この要領は平成21年9月9日から改正する。

「別表」

交 付 基 準

事業項目	交付対象内容	交付額の基準(目安)		
学習活動	森林・林業に関する体験作業に要する経費 (植樹、下刈り、除伐、間伐、枝打ち、炭焼き、シイタケ等の植菌、巣箱作り、木工、竹細工、紙すき等)  森林・林業に関する講習会等の開催に要する経費 (学習会、研修会、講習会、発表会、林業教室、ネイチャーゲーム等)	団員数、活動内容、活動人数を考慮し交付額を決定する	最低助成金額 30,000円	最高限度助成金額 100,000円
奉仕活動	学校、公園、集会所、街路等の緑化に要する経費 (清掃、ゴミ拾い、リサイクル活動、かん拾い、草花・野菜の栽培、花壇の手入れ、田植え、稲刈り等、昆虫の飼育等)			
緑の募金活動	緑の募金活動に要する経費			
野外活動	野外観察等の実施に要する経費 (自然観察、キャンプ、登山、ハイキング、バードウォッチング、どんぐり拾い、昆虫の観察等)			
鳥根県 緑の少年団 活動発表大会 及び交流集会	・活動発表大会における発表に要する経費  ・活動発表大会、交流集会参加に要する経費			
緑の少年団 の結成	緑の少年団結成による団旗及び活動に必要な装備品の調達に要する経費	100,000円		